

# 関係法令

放射線を取り扱うには以下の資格が必要となります。

- ・診療放射線技師法：診療放射線技師（レントゲン技師）
- ・核原料物質、核燃料物質および原子炉の規定に関する法律  
：原子炉主任技術者
- ・放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律  
：放射線取扱主任者（第1種、第2種）
- ・電離放射線障害防止規則  
：ガンマ線透過写真撮影作業主任者
- ・電離放射線障害防止規則：エックス線作業主任者

## ( 1 ) 放射線障害防止規則の基本原則

### 第1条

事業者は、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように努めなければならない。

### ( 2 ) 管理区域

3ヶ月間の放射線量の合計が1.3mSvを越える恐れのある区域を管理区域として定めなければならない。

### ( 3 ) 被曝限度

事業者は管理区域内で従事する労働者の受ける実行線量が5年間で100mSvを越えず、1年間につき50mSvを越えないようにしなければならない。

女性の放射線作業従事者は3ヶ月につき5mSvを越えないようにしなければならない。